二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　神奈川県足柄上郡松田町松田庶子字高附一七一〇の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県庁及び松田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　熊本県球磨郡球磨村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、球磨村（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
球磨村（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　熊本県菊池市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
菊池市（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　熊本県菊池市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　熊本県菊池市（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十三号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条第一項の規定に基づき、次の学校を認定したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十三年六月二十八日

経済産業大臣　海江田万里

所在地	学校名	学部・学科名	認定に係る免状の種類	備考
東京都品川区東大井一丁目十番四十号	東京都立産業技術高等専門学校	ものづくり工学科電気電子工学コース	第二種及び第三種電気主任技術者免状	平成十八年度入学生から適用

○経済産業省告示第百四十四号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十三年六月二十八日

経済産業大臣　海江田万里

学校の名称	学部・学科名	備考
東京都立工業高等専門学校	電気工学科	平成二十二年三月までの卒業生については従前のとおりとする
横浜市立鶴見工業高等学校	電気科（全日制）	平成二十三年三月までの卒業生については従前のとおりとする

○国土交通省告示第六百七十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十二において準用する第二十六条の九の規定により、同法第二十七条の三十一第三項第三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十七条の三十二において準用する第二十六条の二十一第二号の規定により、公示する。

平成二十三年六月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　登録番号　4
二　登録経営状況分析機関の氏名又は名称　ワイズ公共データシステム株式会社
三　変更後の経営状況分析業務を行う事務所の所在地
長野市田町２１２０番１号
北海道札幌市中央区北一条西二丁目１１番１号２３山京ビル７階
福岡市博多区博多駅前三丁目４番８号ダヴィンチ博多シティ３階
大阪府大阪市中央区内本町二丁目４番１６号オフィスポート内本町３階